

募集要項

1 契約に付する事項

- (1) 業 務 名 飲食店等での大分県産食材販路開拓業務
- (2) 業務概要 別紙「仕様書」のとおり
- (3) 履行期限 令和8年3月31日まで
- (4) 限 度 額 5,375,304円（消費税及び地方消費税を含む）

2 参加資格等

(1) 参加資格

企画提案競技への参加は、次の各号の要件のすべてに該当する者とする。なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

- ① 本業務の実施については、「県にゆかりのある飲食・食品メーカー」（県内に生産拠点を有する企業（関係会社含む）、または県産食材の流通、食品製造・加工を行う県内外の企業を指すものとする。（以下、「県にゆかりのある企業」とする））、あるいは県にゆかりのある企業を活かした体制で業務実施を行うことができる企業を対象とする。
- ② 本業務に類似する業務の企画運営実績がある等ノウハウを有し、次の各項目に該当すること。
 - ア 事業の実施にあたり専任の担当者を配置し、「The・おおいた」ブランド流通対策本部（以下、「流対本部」という。）との打合せ等に担当者等を出席させることが可能な者であること。
 - イ 事務局から要請があった場合に、2日以内に担当者等を派遣することが可能な者であること。
 - ウ 宗教活動または政治活動を主たる目的とする者でないこと。
 - エ 特定の公職者（その候補者を含む）または政党を推薦し、支持し、または反対することを目的とする者でないこと。
 - オ 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - (ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (イ) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (ウ) 暴力団員が役員となっている事業者
 - (エ) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - (オ) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

- (カ) 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
- (キ) 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど、社会的に非難される関係を有している者
- (ク) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- ③ 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等にかかる競争入札に参加する者に必要な資格を有する者、又は同等の資質を有する者であって、公告の日以降、契約までの間において、大分県から指名停止を受けていないこと。

(2) 参加申込書

企画提案競技への参加を希望する者は、「企画提案競技参加申込書兼誓約書」（別紙様式1）を令和7年9月5日（金）17:00までに電子メールまたは郵送で提出すること（※必ず着信を流対本部あて確認すること）。

なお、大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等にかかる競争入札に参加する資格を有していない者については、次に定める入札参加資格確認申請時の必要書類を併せて提出すること。

- ・ 営業概要書 1部
- ・ 貸借対照表 1部
- ・ 損益計算書 1部
- ・ 定款（写し）1部

(3) その他

定められた期限までに参加申込書の提出がない場合は不参加とみなす。また、参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、「辞退届」（別紙様式2）を持参又は郵送により提出すること。

3 実施スケジュール

企画提案競技の実施スケジュールは次のとおりとする。

	項目	期間
1	公告	令和7年8月1日（金）
2	参加申込書提出期間	令和7年8月1日（金）～9月5日（金） 17:00 [※]
3	質問書の受付	令和7年8月1日（金）～9月10日（水） 17:00 [※]
4	質問の回答	令和7年9月16日（火）までの間随時
5	企画提案書提出期限	令和7年9月17日（水） 17:00 [※]
6	予備審査	令和7年9月18日（木）
7	予備審査結果通知	令和7年9月19日（金）

8	審査（プレゼンテーション）	令和7年9月24日（水） ※詳細については、申込者に別途連絡する
9	審査結果通知	令和7年9月25日（木）

※説明会は実施しない。

4 質問の受付及び回答

(1) 受付方法

本企画提案競技についての質問は、全て「質問書」（別紙様3）にて、電子メールで提出すること（FAX不可）。

(2) 質問書の提出先及び提出期限

①提出期限

令和7年9月10日（水）17：00まで

②提出先

「The・おおいた」ブランド流通対策本部事務局

担当：西本、新田（大分県農林水産部 おおいたブランド推進課）

メール：a15320@pref.oita.lg.jp

件名：「（質問）飲食店等での大分県産食材販路開拓業務」

③回答方法

質問事項への回答は、令和7年9月16日（火）までに参加申出のあった業者全てに対して電子メールにより回答するが、提案内容の核となる質問内容については、質問者のみに回答する。

5 企画提案書の提出等

(1) 業務の目的等に留意のうえ、事業の実施方法等を提案趣旨やアピールポイントなどを交え具体的かつ簡潔に記載した下表の企画提案書等を作成し、7部を期限までに持参または簡易書留郵便で提出すること（A4横、両面印刷可、長辺綴じ）。

※2穴パンチ位置を考慮して印刷し、ステープルは使用せず、ダブルクリップ等でとめること。

また、企画提案書等のPDF形式のデータを併せて提出すること。

① 表紙	会社名、担当者名および電話番号等連絡先を明記すること。
② 会社概要	会社概要・類似の業務実績等を記載した書類を添付すること。
③ 企画提案内容	仕様書に添って、以下の4つの点を含めた企画・提案をすること。その他に提案したいものがあれば追加記載すること。 1 フェア参加飲食店等の候補と選定理由、候補店での実現可能性

	<p>2 県とゆかりのある企業の商品とのペアリング、メニュー開発等参加飲食店での魅力発信の取組の考え方、方策</p> <p>3 フェア開催に伴う告知方法、ターゲット設定の考え方、パフォーマンス分析方法</p> <p>4 フェアを契機とした産地招聘の手法と具体的な継続取引支援の方法</p>
④ 業務執行体制及び業務実施スケジュール	<p>1 本業務に関わる予定職員の所属、氏名を一覧表及び体制図にして添付する。</p> <p>2 県との打合せ等に出席する専任担当者を明記する。なお、協力企業がある場合は、当業務実施体制表に協力してもらった業務内容毎に、当該企業の住所、名称を併記すること。</p> <p>3 県にゆかりのある企業が構成に入る場合は役割を明確にする。</p> <p>4 業務実施スケジュールを添付する。</p>
⑤ 見積書	<p>業務内容の項目ごとにその単価、金額を記載する。</p> <p>※一式計上ではなく、各項目の数量、単価が判断できる内容とする。</p>

(2) 提出期限及び提出先

①提出期限

令和7年9月17日(水) 17:00 必着 (持参または簡易書留郵便)

②提出先

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号

「The・おおいた」ブランド流通対策本部事務局 担当：西本、新田

(大分県農林水産部 おおいたブランド推進課)

(3) 留意事項

1者につき1提案とし、提出後の企画提案書等の差し替えは受け付けない。

6 審査及び結果通知

(1) 企画提案書等の審査は、別途定める審査委員会に諮り、最優秀提案者1者を選定する。

なお、提案競技参加者が多数の場合、審査委員会委員長は予備審査を行うことができる。予備審査を実施した場合は、その結果を全ての提案競技参加者に電子メールで通知する。

(2) 審査委員会では、企画提案に係る書類審査及びプレゼンテーションによる審査を行う。

プレゼンテーションの時間は、1者あたり25分以内(①説明15分程度、審査委員による質疑10分程度)とする(予定)。なお、オンラインで参加する場合は、資料をスクリーンに投影する方法で行うものとする。

- (3) 審査基準は別紙のとおり。
- (4) 審査結果は、令和7年9月25日(木)を目処に、審査委員会に参加した全ての企画提案者に対して文書により通知する。
- (5) 最優秀提案を行った者を委託候補者とする。ただし、委託候補者との契約が成立しない場合は次点の者を委託候補者とする。また、委託候補者が審査委員を通じて不正な行為を行い、審査結果を自らに有利にしたことが判明したときは、契約を締結しない。なお、契約締結後に判明したときは、当該契約を無効とする。
- (6) 提案競技参加者が1者の場合は、各審査委員の合計点の平均が6割以上であれば、企画提案競技募集要項及び仕様書を満たすと判断し、その提案者を委託事業者として決定する。

7 その他

- (1) 提案者は企画提案書の提出をもって、本募集要項の記載内容を承諾したものとみなす。
- (2) 提案者が次の事項に該当した場合は、失格とする。
 - ① 提案書類の提出期限を過ぎた場合
 - ② 参加資格がない者が提案したとき
 - ③ 住所、氏名、印影若しくは重要な文書の誤脱、その他提出書類に虚偽の記載をした場合
 - ④ その他、提示した事項及び企画提案に関する条件に違反したとき
- (3) 企画提案書等の作成、提出等に要する経費は、参加者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書等は返却しない。なお、企画提案書等は選定業務以外には使用しない。
- (5) 契約にあたっては、企画提案等の内容について、事務局と委託候補者との協議により、必要に応じて修正することができるものとする。

8 本企画提案競技に関する問い合わせ先

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号

「The・おおいた」ブランド流通対策本部事務局 担当：西本、新田

(大分県農林水産部 おおいたブランド推進課)

電話 097-506-3627

メール a15320@pref.oita.lg.jp